

民国初期の湖南省における 教育行政と学校管理

宮 原 佳 昭

はじめに	347
I 教育司長易克臬の教育政策と湖南省教育会	349
II 学生・教職員の管理と省立学校	361
おわりに	374

はじめに

本稿の目的は、湖南省の湯薊銘政権初期（1913年10月～1914年5月末）における教育司長易克臬の教育政策、および符定一らによる省立学校管理の具体像を解明することである。本稿は前稿⁽¹⁾の続編にあたり、分析に際しては「省立学校の再建」という視点を重視する。

湯薊銘政権期（1913年10月～1916年7月）における湖南省の教育史では、おおむね湯薊銘による「教育破壊」がクローズアップされる。これは、1916年に湯薊銘を湖南省より追放した湖南人らが湯薊銘の罪状をアピールしたことに端を発しており⁽²⁾、劉泱泱主編『湖南通史 近代巻』もまたこれに基づいて、湯薊銘政権期における学校の閉鎖、教育経費の減額、教職員および学生への弾圧を指摘する⁽³⁾。たしかに湯薊銘が国民党につらなる機関に対して弾圧を加えたことや、1914年に私立学校への官費補助を停止あるいは減額したこと、同年に日本・西洋への留学生派遣を停止したことなどは、いずれも史料で確認できる。また、同時代の著名な教育家である黄炎培が指摘したとおり、1915年度（1915年8月～1916年7月）の教育部統計表において、1914年度に7,129校であった湖南省の全学校数が1915年度には4,311校に減少していることも⁽⁴⁾、湯薊銘政権期の「教育破壊」の印象を強くしている。

ここで筆者が問題とするのは、先行研究において上述の「教育破壊」や学校数の減少が注目される一方、そもそも湯薊銘政権期にはどのような教育政策が実施され、どのような教育法令が公布されたのか、といった基本的な部分が解明されていない、という点である。2002年に刊行された『湖南教育史』第2巻では、湯薊銘政権期における小学教育・実業教育に関する教育政策や教育法令が触れられているが⁽⁵⁾、湯薊銘政権期の教育政策の全体像が明らかになっているとは言いがたい。

湯薊銘政権期の教育行政はすべて湯薊銘一個人によってなされたものかといえば、そうではない。前稿で指摘したとおり、湯薊銘政権下において湖南の教育界を主導していたとみられるのは、符定一など湖南省教育会を拠点とする国内学校卒業生であった。そして、湯薊銘政権初期において省レベルの教育行政を推進したのは、同じく湖南省教育会の幹事であり、1914年初頭に湖南教育司（省レベルの教育行政機関）の司長に就任した易克臬であった。政治的側面においては、符定一・易克臬らは湯薊銘に近く、またいわゆる保守的郷紳の葉徳輝とともに袁世凱の帝制を支持したことも確かである。その一方で、教育的側面に目を向けると、易克臬らは湖南の教育状況に対する問題意識を確かに有しており、しかもそれは全国の教育界人士の問題意識ともつながっていた。そして、本稿で明らかにするとおり、易克臬が教育司長に就任して以降、湖南省では短期間に多くの教育法令が発布された。以上により、湯薊銘政権期の「教育破壊」とされる数々の事態の同時代的な意味を、湯薊銘による暴政という文脈だけではなく、易克臬や符定一など湖南省教育会を拠点とする国内学校卒業生が認識していた問題とその対策、という別の文脈から再検討する必要がある、と筆者は考えている。

筆者は前稿で、譚延闓政権期における易克臬の問題意識を考察し、易克臬がもっとも重視していた政策とは、干渉主義的教育行政を実施して学校管理を強化することであり、その主旨は機能不全に陥っている学校教育、とくに「省立学校の再建」にあることを明らかにした。これをふまえて本稿では、湯薊銘政権初期における教育政策および省立学校管理の具体像を解明し、それを「教育破壊」ととらえるのではなく、「省立学校の再建」の一環として位置づけることを意図している。この作業によって、これまで先行研究の蓄積が薄い分野であった、1910年代から1920年代にかけてのいわゆる軍閥混戦下における地方教育界の実態を解明するうえでの一視点を提示したい。

以上の問題関心にに基づき、本稿では、時期を湯薊銘政権初期、すなわち1913年10月から1914年5月末に限定し、次の4点を解明する。第1点は湖南教育司長易克臬の教育政策の全体像および重点、第2点は上述の「教育破壊」のうち、私立学校に対する官費補助の停止・減額措置の同時代的意義、第3点は易克臬が重視していた学生・教職員の管理に関

する教育法令の特徴、第4点は符定一ら省立学校校長による学校管理の具体像と、それに対する学生やメディアの反応である。時期を上述のように限定するのは、易克臬ら湖南省教育会を拠点とする教育界人士が省レベルの教育行政に影響力を持ち得たのが、1914年5月23日、大總統袁世凱によって新地方官制が公布されるまでとみられるからである⁽⁶⁾。この新地方官制によって、各省の行政公署（省レベルの行政機関）が巡按使公署に改められるとともに、教育司が廃止され、省レベルの教育行政を担当する部門が巡按使公署政務庁内の一科へと格下げされたため、一省の教育行政能力が大幅に低下する。これにともない、易克臬は湖南教育司長の職を解かれ⁽⁷⁾、湖南省教育会を拠点とする教育界人士が省レベルの教育行政に関わることが困難になる。このため、1914年6月以降については、稿を改めて論じることにしたい。

本論は以下の構成をとる。第1節では、易克臬が湖南教育司長を務めた時期における教育政策を考察する。分析にあたっては、教育政策の全体像と重点に注目するとともに、私立学校に対する官費補助の停止・減額措置の背景と、この措置に対する湖南省教育会の反応に着目する。第2節では、省立学校に対する学校管理の具体像を考察する。分析にあたっては、学生・教職員の管理に関する教育法令の特徴や、符定一ら省立学校校長の学校管理とそれに対する学生・メディアの反応に着目する。

I 教育司長易克臬の教育政策と湖南省教育会

まず、易克臬が湖南教育司長を務めた1914年初頭から5月末に、省レベルの行政機関である湖南行政公署（1914年5月末に湖南巡按使公署へ改組）より公布された教育法令の全体像を概観しておこう。表1は教育法令を分野ごとに整理したものである。湖南行政公署より公布された教育法令は、大きく次の3種に分かれる。①中央政府教育部の教育法令がそのままの内容で公布されたもの、②教育部の法令に基づいて、湖南省の事情に適合するよう制定したもの、③教育部が統一的な基準を定めていないため、暫定的な形で湖南省が独自に制定したもの（おおむね「暫行」と名づけられる）、である⁽⁸⁾。これらのうち②および③は「単行条例」に位置づけられる。後のことになるが、1915年2月、教育部は各省区に通達して、各省区が公布した教育に関する単行条例をすべて教育部に報告して審査を受けるべきこととした⁽⁹⁾。これを受けて湖南巡按使公署が教育部に報告した単行条例は16件あったが⁽¹⁰⁾、そのうち13件が表1の単行条例欄に示したものである。ここから、易克臬が教育司長を務めた短期間に、湖南省独自の教育法令がさかんに制定・公布されたことがわかる。また、表1の教育司欄に示したとおり、これらの教育法令の多くが「教育司案呈」、

表1 易克臬教育司長時期（1914年初頭～5月末）の教育法令

分類	番号	概要	教育法令	中央 法令	単行 条例	教育 司	出典	
現状調査	1	視學員	湖南行政公署教育司視学章程	○			3-3	
	2	学校調査	湖南行政公署令各県知事頒發学校統計表教育經費一覽表学務人員一覽表式	○		○	3-5	
	3	学校調査	湖南行政公署令省城公私立各学校呈費表簿式様文			○	3-6	
学校の統一・整理	4	基準統一	湖南行政公署釐定各学校性質及名称規程	○	○		3-5	
	5	管轄整理	湖南行政公署管轄各学校規程	○	○	○	3-5	
	6	連合県立中学	湖南連合県立学校組織大綱			○	3-6	
	7	経費管理	湖南巡按使公署公布学校経費支出表職員俸給表式文			○	3-6	
	8	私学補助	湖南省款補助私立学校暫行規程		○	○	3-5	
	9	省立師範	湖南省立師範学校学生入学条例		○	○	3-6	
学生	10	禁令	湖南学校管理通則	○	○		3-5	
	11	禁令	湖南巡按使公署令各女学校嚴禁学生入園觀劇文			○	3-6	
教職員	12	校長交代	湖南都督兼民政長飭省立公立各学校新旧校長交代辦法令			○	3-4	
	13	契約	各学校校長聘請教員関約条例				3-7	
	14	校長	各学校校長服務要則				3-7	
	15	教員	各学校教員服務要則				3-7	
各県教育	16	学董	湖南城鎮郷学董暫行規程	○	○		3-7	
	17	学董	湖南各県刊發学董図章規則			○	○	3-5
	18	学董	湖南城鎮郷学董行文規則			○	○	3-5
	19	経費確保	湖南行政公署通飭各県知事清查文廟財政定為県教育費令	○		○	3-5	
	20	模範小学	湖南各県指定堪為模範之小学校辦法			○	○	3-6
	21	教員育成	湖南小学教員講習所規程	○	○	○	3-6	
	22	義務教育	限期規画推广小学教育方法			○	3-6	
その他	23	私塾取締	湖南行政公署取締私塾暫行規程			○	○	3-4
	24	法政講習所	湖南暫行法政講習所通則			○	○	3-5
	25	女子教育	湖南暫行女子職業学校規程			○	3-5	

出典：『湖南教育雑誌』第3年第3～7期、法令文牘、1914年3月31日～7月31日。

注1：番号7・11・13・14・15は、正確には1914年6月以降に公布されたものであるが、うち番号7・11は「教育司案呈」と明記されているため、ここに加えた。また、番号13・14・15については「教育司案呈」とは記されていないが、易克臬の問題意識と大きく関連しているため、ここに加えた。

注2：分類・番号・概要の各欄は筆者が便宜的に作成した。

注3：中央法令欄は、中央政府が公布した法令をもとに作成されたものであることを示す。

注4：単行条例欄は、湖南単行条例であることを示す（本文参照）。

注5：教育司欄は、「教育司案呈」と明記されていることを示す。

注6：出典欄は、『湖南教育雑誌』の巻号を示す。

すなわち湖南教育司が起草し、検討を加えた法令であることを意味している。本論において、これらの教育法令に湖南教育司長の易克臬が関わっているとみなすのは、これを根拠としている。

表1の教育法令より易克臬の教育政策の重点を分析すると、学校管理の強化（分類欄の「現状調査」「学校の統一・整理」「学生」「教職員」と各県の小学教育対策（分類欄の「各県教育」）に重点が置かれていることが分かる。ただ、前稿で指摘したとおり、後者は教育部の政策に呼応したものとみてよい。県レベルの教育実態を考察するうえで極めて重要な問題ではあるが、ここでは後者については、易克臬が教育部の政策に積極的に呼応し、各県に教育法令を發布していたことを指摘するに留めたい。以下、学校管理の強化に関する教育法令を検討する。

1 現状調査

学校管理を強化するために湖南省で実施されたものが、現状調査である。それは、省視学の任命と派遣から始められた。

省視学は、省内の学務を視察し、教育の進歩と学制の統一を図ることを職務とする。易克臬が視学制度を重視していたことは前稿で触れたが、1914年2月、中央政府内務部より、省視学の定員を6名と定める通達が各省に発せられると、湖南行政公署はただちに現行の「湖南省視学章程」を修正して、定員および視察区域を改めた（表1の番号1、以下同じ）。そして省視学6名を任命し、各地に派遣して視察させた⁽¹¹⁾。

また、各県に対しては、教育経費の状況、学務人員の任用、学校発展の状況を調査するため、湖南行政公署が制定した学校統計表・教育経費一覧表・学務人員一覧表、およびこれら3種の表の説明書を各県知事に送付し、到着後20日以内に記入のうえ報告するよう命令した（番号2）。そして、省城の各学校に対しては、「これまで湖南の各学校は各種の表簿において、欠略の嫌いがあるところが多いうえに、画一的な形式もない」という現状に鑑み、各校で用いられている表簿の書式を湖南行政公署へ提出するよう命令した（番号3）。提出期限を5日間と極めて短く設定したこの命令は、「各校で用いられている表簿の書式を統一するうえでの参考にする」ほか、「あわせて各校の庶務能力を調べる」こともくろんでいた。

これらの現状調査は、次に述べる学校管理基準の統一、および学校の整理に向けての準備に位置づけられるものである。

2 学校管理基準の統一

前稿で触れたとおり、易克臬は教育司長の就任直後に官庁宣言を発し、近代的学校制度を普及させるために、質の悪い学校を減らして学校の整理を図ることが課題だと指摘した。彼は学校の整理について、学校の性質と校名の基準を統一させることから着手している。

「湖南行政公署釐定各学校性質及名称規程」（番号4、全20条）は、学校の性質を設立主体や経費の出所によって、大きく公立学校（地方機関が主管するもの。省立・県立・城鎮郷立が含まれる）と私立学校（私人および私法人が設立）に分ける。そして、公立・私立それぞれについて校名の付け方を定めた⁽¹²⁾。この後、各学校より校名変更の報告が湖南行政公署に届けられると、教育司は省視学の報告や各学校から送付されてきた書類に基づいて、学生数・クラス数や授業科目などの内実を審査した。そして、各学校が自ら規定した学校の性質や校名と比べ、運営実態がともなっていない場合には、校名を変更して内実と一致させるよう各校に命令した⁽¹³⁾。

そして、同時に公布したのが、「湖南行政公署管轄各学校規程」（番号5、全17条）である。この規程は湖南行政公署すなわち省の管轄になる学校を定めたものであり、省立学校、公立・私立の中等以上学校、乙種実業レベルの学校ですでに官費補助を受けている学校がこれに該当した。そして、これらの学校に対して、①各学校の校長・教員の任免権限者、②各学校は教職員一覧表や毎年度の予算、毎月の決算を省行政公署に随時報告すること、③各学校は省視学の視察を随時受けること、④各学校の校長は学年末の1カ月前に「学校週年概況報告書」を作成し、省行政公署に報告して審査を受けること、などを定めた⁽¹⁴⁾。この法令によって易克臬は、省の管轄になる各学校の書式を統一し、学校管理の円滑化を図ったと考えられる。

以上のような学校管理基準の統一と同時に実施されたのが、省城の省立・私立学校の整理である。

3 学校の整理

①省立学校の整理

後述するとおり、1914年2月時点において、湖南省では省立学校とくに中学・師範などの中等教育機関の整備が滞っていた。というのも、1913年3月に開催された湖南省議会で14校の省立中学校を新設する案が可決されていたが、第二革命後、湯薊銘がそれらの設立を停止したからである。湯薊銘のもくろみは国民党機関の勢力削減にあったとされているが⁽¹⁵⁾、筆者はこれに加え、譚延闓政権期における省議会の計画に無理があったという側面に着目する。以下、清末民初における中学校の設立状況を検討する。

清朝末期の1904年以降、全国では各府に官立中学堂が設立されたほか、経費が潤沢な県によって公立中学堂が、私人によって私立中学堂が設立された。1912年9月、中華民国の教育部が公布した「中学校令」では、学校の性質を省立・県立（一県の経費で運営）・連合県立（数県の経費を合わせて運営）・私立の4種に分類した。これにより、各省では官立・公立中学堂の移管が実施された。たとえば江蘇省では1913年初頭、各府が運営していた官立中学堂を省が接収する計画が早々に打ち出され、省議会で認可を受けるや即座に接収を実施している⁽¹⁶⁾。一方、湖南省では、官立中学堂は連合県立中学校に、公立中学堂は県立中学校もしくは私立中学校に、私立中学堂は私立中学校として運営された。このため、湖南省の省立中学校は、1912年5月に設立された全省高等中学校が1校あるのみであった（湖南省の省立学校については表2を参照）。この状況を受けて、1913年3月より開会した湖南省議会では、省内各地に14校の省立中学校を新設し、既存の連合県立中学校は新設の省立学校に併合するという議案が湖南教育司より提出された⁽¹⁷⁾。これは連合県立中学校を省が接収することを意味している。この議案は省議会で可決され、同じく省議会で可決された師範学校・女子師範学校各2校も新設することとなった。

ここで注意したいのは、先行研究では指摘されていないこととして、上述の議決案によって省教育費予算は大幅な増加を強いられたということである。具体的には、表3にみられるとおり、1912年決算では省教育費の総額が約101万元で、なかでも省立学校経費が約49万元（うち専門学校分を除く普通学校分は約37万元）であったのに対して、1913年7月～1914年6月予算案では、省教育費の総額が約409万元にふくらみ、なかでも省立学校経費が約283万元（うち普通学校分は約110万元）となっていた。この予算案が可決されたかどうかは検討を要するが⁽¹⁸⁾、経済的に豊かな江蘇省においても年間の省教育費は240万元とされていたことを考慮すると⁽¹⁹⁾、これらは極めて実現性の薄い計画であったと言わざるを得ない。さらにいえば、1913年1月から6月までの半年で、前年の1年分に相当する額を消費していたことも注目すべきであろう。

この後、第二革命の混乱を受け、省立中学校14校の新設は延期されていたが⁽²⁰⁾、1914年に入ると、湖南都督湯薊銘の指令により同14校の新設が正式に停止され、既存の連合県立中学校は引き続き各県が運営することとなった⁽²¹⁾。また、湯薊銘は師範学校・女子師範学校各2校の新設も停止したほか、省城に設立されていた第四師範学校を運営不全という名目で閉鎖し、第一師範学校に併合した。

以上が、易克臬が湖南教育司長に就任する前後の状況である。易克臬をはじめ湖南省教育会を拠点にする国内学校卒業生は省立学校の増設を重視していたとみられるが、湖南省教育会の機関誌である『湖南教育雑誌』の言論や記事を見る限り、上述の湯薊銘の措置に

表2 民国初期湖南省城の省立学校・校長

		譚延闓政權 (1911年11月～1913年9月)		湯壽潜政權 (1913年10月～1916年7月)	
		校長 (任期)	備考	校長 (任期)	備考
高等	専門	第一法政専門学校 第二法政専門学校	胡子清→賈玉璽→肖躍鯨 李光第→黄右昌	法政専門学校	呉雁宗 (1914年2月～) →徐光謨→張篤光→任紹選
		法律専門学校	不明		
		高等工業学校	陳鴻範→廖名縉→黎尚雯 (?～1913年3月) →歐陽廂	工業専門学校	施文堯 (?～1914年半ば) → 賈步程 (～1923年)
中等	師範	高等師範学校	鳳高翥 (1912年～1913年末)	高等師範学校	符定一 (1913年末～1915年) →呉嘉瑞
		全省高等中学校	符定一 (～1913年末)	第一中学校	尹集馨 (1914年2～7月) → 施文堯 (～1916年7月)
		中等工業学校	蔡湘 (1912年～1920年)	甲種工業学校	蔡湘 (1912年～1920年)
初等	実業	中等農業学校	朱繼承 (1912年1～3月) →黄 召棠 (～1912年4月) →姚建 猷 (～1912年8月) →錢維驥	甲種農業学校	陳建中 (1914年2月～1916年) →熊大体
		中等商業学校	陳光晋	甲種商業学校	陳光烈→施文堯→王鳳昌 (1915年秋～)
		第一師範学校	文啓轟 (1912年2～7月) → 曾沛霖 (～1913年4月) →孔 昭鏡 (～1914年1月)	第一師範学校	朱振黄 (1914年1～3月) → 張幹 (～1915年8月) →武紹 程 (～1916年2月)
	師範	第四師範学校	陳潤霖 (～1913年末)	(閉鎖)	—
		第一女子師範学校	不明	第一女子師範学校	不明
	小学	初等小学校 (8校)	不明	(長沙県へ随時移管)	—

出典：前掲『湖南教育史』第2巻、337-361頁、湖南省律第一中学校編印『湖南省立第一中学校志』1925年、湖南第一師範校史編寫組編『湖南第一師範校史 1903-1949』上海教育出版社、1983年、唐伯球・黄士衡「湖南大学早期史料一頁」中国人民政治協商会議湖南省委員会文史資料研究委員会編『湖南文史資料選輯』第20輯、湖南人民出版社、1986年、甘融「湖南高等師範学校簡述」同前、周邦柱「湖南省立工業教育沿革」同前、楊惠南「湖南省立高級農業職校沿革」同前。また①は「湖南公立法政学校咨部備案」『湖南教育雜誌』第3年第6期、紀錄、1914年6月30日、②は俞峻「回憶湖南公立法政專門学校」前掲『湖南文史資料選輯』第20輯、③は左宗謙「湖南商業專門学校沿革」同前、による。

表3 民国初期湖南省教育費（単位：元）

	1912年1～12月		1913年 1～6月	1913年7月～ 1914年6月	1914年8月～ 1915年7月	1915年1～12月		1916年1月 ～
	予算	決算	決算	予算案	予算	予算	決算	予算
総額	—	1,010,888	973,890	4,092,233	約60万	558,670	544,065	約86万
省立学校分	578,722	679,592	490,778	2,839,889	459,075	—	—	—
私学補助分	86,490	126,186	162,474	290,743	23,740	—	—	—
私学割合	—	12%	16%	7%	約3%			
出典	①	②	②	②	③④	⑤	⑤	⑥

注1：私学割合欄は、総額に占める私学補助分の割合を示す。数値は、%の小数第1位を切り捨て。

注2：総額・省立学校分・私学補助分欄は、小数点以下を切り捨て。

注3：表中の一は、不明を示す。

注4：1912年予算は、史料では一部が両建てのため、銀1両を銀1.5円で換算。

注5：出典欄の番号は以下のとおり。

- ①「本省教育界情況」『湖南教育雑誌』第1年第2期、記録、1912年7月1日。
- ②「本省教育経費情形」『湖南教育雑誌』第2年第10期、記録、1913年6月15日。
- ③「湖南巡按使公署飭省立学校省教育会核減教育経費文」『湖南教育雑誌』第3年第11期、法令文牘、1914年11月31日。
- ④「湖南巡按使公署核定省款補助私校経費文」『湖南教育雑誌』第3年第12期、法令文牘、1914年12月31日。
- ⑤「湖南去年度教育経費之結束」『湖南教育雑誌』第5年第2期、記録、1916年2月。
- ⑥「湘省教育経費之支配」『湖南教育雑誌』第5年第3期、記録、1916年3月。

対する表だった反対は見られない。これは、湯薊銘による言論統制の影響という可能性のほかにも、省教育費の限界が周知のところであったからではないかと考えられるのである。

湖南教育司はこの後、移管をめぐって混乱していた連合県立中学校を整理するため、新たに「連合県立学校組織大綱」（番号6）を制定し、全省の連合県立中学校を第一から第十三までナンバリングして管理した。そして、省教育費で運営されていた公立法政専門学校と公立法律専門学校を、両者の機能が重複しているうえに後者が運営不全である、という教育部の指摘を受け、合併して公立法政専門学校とした。また、実業学校に対しても整理を加えた⁽²²⁾。そのうえで、省立学校の経費支出を随時把握するため、湖南教育司が作成した経常費・臨時費・職員俸給の3種の表を各省立学校に頒布し、今後は校長が定期的（3・6・9・12月）に官庁に報告するよう通達した（番号7）。

これら、易克臬が主導した省立学校の整理および経費管理は、いずれも省教育費の節制をはかるためであることは明らかであろう⁽²³⁾。なお、後述するとおり、省立学校では上述の整理とあわせて、校長の任免も実施された。

②私立学校の整理

私立学校の整理は、専門学校と普通学校のそれに分けられる。このうち、専門学校の整

理は教育部の管轄であるために本論では考察の対象から除外し、以下、普通学校を対象として、私立学校に対する官費補助（以下、私学補助と表記）の停止・減額措置について考察する。この措置の同時代的意義を明らかにするため、当時における省財政の悪化に加え、先行研究で指摘されていないこととして、譚延闓政権期の私学補助政策という側面に着目する。

譚延闓政権期の私学補助については、表3に示したとおり、1912年決算および1913年1月から6月の決算において私学補助が省教育費総額に占める割合は10%強であった。また、省立学校経費と私学補助を比較すると、1912年予算においては6.6対1であった省立学校経費と私学補助の割合は、1912年決算においては5.3対1、1913年1月から6月の決算においては3.0対1と、私学補助が比較的高い割合を占めていた⁽²⁴⁾。

このように、譚延闓政権においては私立学校が優遇されていたが、これに問題がなかったわけではない。それは、後述するとおり、私学補助の審査基準や補助額に関する規程が定められていなかったことである。また、私学補助を受けていたのは、そのほとんどが省城の著名な私立学校であったことも問題に関係している。例として、1912年予算の私学補助総額86,490元のうち、主要な私立学校の補助額を表4に示す。このなかで最も額が大きい明德学校の補助額（11,780両はおおよそ17,670元にあたる⁽²⁵⁾）は、参考に示した同年

表4 民国初期湖南省私学補助

校名	1912年	1914年
第一中学校	8,000元	1,800元
第一公学校	8,000元	3,000元
南路公学校	8,000元	2,400元
明德学校	11,780両	なし
修業学校	5,600両	なし
楚怡学校	6,480両	なし
周南学校	2,200両	なし
育才学校	なし	1,200元

出典：「本省教育界情況」『湖南教育雑誌』第1年第2期、記録、1912年7月1日、「湖南巡按使公署核定省款補助私校経費文」『湖南教育雑誌』第3年第12期、法令文牘、1914年12月31日。

注1：銀1両は銀1.5元にあたる（本文参照）。

注2：表中の上3校は、1914年に次のとおり改名。

第一中学校→妙高峰学校

第一公学校→兌澤学校

南路公学校→岳雲学校

（参考）1912年湖南省立学校予算（単位：元）

	校名	予算
高等	高等工業学校	92,733
	高等師範学校	61,580
	第一法政学校	35,104
	第二法政学校	21,123
中等	第一師範学校	44,133
	中等工業学校	28,285
	全省高級中学校	25,470
	第一女子師範学校	23,902
	中等農業学校	16,738
	中等商業学校	12,776
初等	第一初等小学校	17,542

の省立学校予算と比較すると、省立中等学校1校あたりの予算の4割から全額に相当するものであることが分かる。このように、私学補助に多くの予算が回されることは、省立学校の発展を阻害することにつながりかねないものであった。このため、譚延闓政権期において、各県議員より構成される省議会では、私学補助を停止もしくは減額すべきだという意見が挙がり、ときの教育司長唐聯璧は私学補助の重要性を省議会に説明しなければならなかった⁽²⁶⁾。

以上から明らかなおとおり、私学補助は譚延闓政権期においても無条件に肯定されていたわけではなかった。そのうえ、第二革命後には省財政の悪化が明るみに出ている。このような状況を受けて、湯薌銘政権初期に湖南教育司によって制定されたのが、「湖南省款補助私立学校暫行規程」(番号8)である。この規程は、私学補助を受けるための資格や補助額のほか、補助期間は1年で毎年審査を受ける必要があること、すでに県の補助を受けている場合や、一族もしくは一団体以外の入学を認めていない場合は省の補助を受けられないこと、などが定められている。補助額は甲・乙・丙の3等級に分かれ、甲等は師範学校・甲種実業学校への補助金で、1クラスごとに最大1,000元、乙等は中学校への補助金で、1クラスごとに最大600元、丙等は小学教員講習所・乙種実業学校・実業補習学校・女子職業学校への補助金で、1クラスごとに最大300元とされた。

湖南行政公署はこの規程を公布するとともに、これまでの私学補助は1914年6月で一律に支給を停止し、今後も補助を希望する学校は7月15日までに申請するよう各私立学校に通達した⁽²⁷⁾。この後、省視学が省域内外の私立学校を視察し、当局の審査を経たうえで、1914年末に補助額が確定した⁽²⁸⁾。それら補助額を合計すると23,740元で、これは1914年度省教育費予算の総額の約3%に抑えられていた(表3参照)。また、各私立学校への補助額は表4に示したとおり、明德学校など著名な私立学校への補助が打ち切られているほか、多くの私立学校で補助額が大幅に減少していることが明らかである⁽²⁹⁾。これが各私立学校にとって大きな痛手であったことは言うまでもないが、それでは湖南教育界はこのような措置に対していかなる反応を示したか。ここで注目すべきは、『湖南教育雑誌』に掲載された「私立学校と政府補助を論ず」という論説である⁽³⁰⁾。

この論説は、湖南行政公署が先述のとおり私学補助の支給停止を通達した後に発表されたものである。著者は滄一という人物で、経歴は不明である。論説の大要は次のとおりである。第二革命後、東南各省では学校の閉鎖がままある。今日は外患が大変ひどく、また国庫が底をついている時である。学校運営に熱心な者は、官費に依頼する心を持ってはならず、政府を恨む心を抱いてはならない。現在、教育部は私学補助の規程を公布していないから、各省が暫定的な運営方法を定めざるを得ない。湯巡按使(湯薌銘)が公布した私

学補助の暫行規程は、極めて重要なはかりごとである、と。さらに、中学校は師範学校や実業学校と目的が異なり義務ではないのだから、官費で補助する必要はない、と言い切っている。

著者の経歴が不明であるために注意を要するが、ともかくも『湖南教育雑誌』において、私学補助の停止・減額措置を支持する言論が展開されていたことは極めて興味深い。前稿で触れたとおり、辛亥革命後の湖南省教育会は国内学校卒業生が職員の多数を占めており、彼らにとっては省立学校の再建が焦眉の課題であったとみられる。彼らは私立学校の成績の優秀さは認めていたが⁽³¹⁾、先述のとおり、省教育費のうち私学補助に多くが割かれることは、相対的に省立学校の再建が遠のくことを意味していた。

以上より、私学補助に関する湖南教育司の措置は、それまで私学補助の基準が定まっておらず、また第二革命後に省財政が悪化するなか、限られた財源のなかで可能な限り公平に補助費を支給するための法整備を行ったと解釈できるものである。そして、私学補助を減額して省立学校経費を確保することは、「省立学校の再建」という文脈において、少なくとも易克臬や、湖南省教育会を拠点とする国内学校卒業生には肯定されるものであったと考えられよう。

なお、上述の措置に対する支持のほかにも、湯薊銘政権初期における湖南省教育会の活動は、教育司長易克臬の教育政策に呼応していたと考えられる。同会の動向にも言及しておこう。

4 湖南省教育会の呼応

前稿で触れたとおり、易克臬は1913年中の教育言説において、官庁は民間が重視しない社会教育を実施すべきだと主張した。しかし、教育司長就任直後の官庁宣言では、官庁は学校教育に専念せざるを得ず、社会教育を行う余裕はないとしていた。結論を先に言えば、官庁にかわって湖南省の社会教育を主導しようとしたのが、湖南省教育会であった⁽³²⁾。

1914年に入るや、湖南省教育会会長の符定一は幹事を召集して幹事会を幾度か開催し、本年実施すべき事項を討論した。そして、①学校園・音楽会の開設、②学校連合運動会の開催、③湖南省教育会会場の増築、④全省学校成績展覧会の開催、を議決した。そして、符定一および幹事らは各事業の草案を作成し、民政長（省行政長官）の湯薊銘に申請して⁽³³⁾、いずれも民政長より承認を得てこれらの事業を実施した。

1912年から1915年にかけての湖南省教育会の実施事業の全体像を示しておく、と、表5のとおりである。先述の議決事項のうち、とくに②の学校運動会、および④の学校成績展覧会については、説明を加える必要がある。というのも、湖南省教育会はこれらの活動

表5 湖南省教育会の実施事業 (1912～1915年)

内容	時期	附設	目的および概要	対象	参加人数・規模	分類
常年大会	1912年1月23・25・27日		「国民教育普及案」など教育関係議案10件を議決。報告書を作成。閉会后、幹事会を開いて実施事項を列挙。	教育界人 士	不明	その他
単級教授練習所	1912年1月～1914年12月	○	市郷鎮小学教育の普及のため。江蘇省教育会より教習を招聘し各県知事に学員保送を函請。6ヶ月で卒業。1914年12月、巡按使公署の経費削減により閉鎖。	小学教員 有資格者	5班(各班定員80人)卒業。 ※第3班45人、第4班52人、第5班34人。	学校教育
「湖南教育雑誌」刊行	1912年6月～1916年6月		1912年大会議決事項。	教育界人 士	なし	その他
體育会	1912年1月～1913年	○	體育普及のため。各種器具を購入し、野球・剣術・拳術の3科を設置。毎日午後4時から6時まで運動場に集合して演習。第二革命のため停止。	学生	第1班、1913年に卒業。	学校教育
夜間補習学校	1913年～1916年 ※第二革命で閉鎖するも、1914年に復帰。	○	1912年大会議決事項。市民を教育し普通学を補習するため。毎日午後8時から9時からの2コマ授業。課程は毎週国文(書簡・契約および日常必須の文字)5、修身1、算術(珠算重視)2、歴史1、地理1、市民の実用に切実なるものを授業。1年で卒業。	民衆	1913年、約30人。1914年、63人。 1915年、約60人。	社会教育
常年大会	1913年4月13～15日		「組織教育行政会議案」など教育関係議案24件を議決。報告書を作成して各界に配布。	教育界人 士	不明	その他
活動写真場	1914年5～12月		社会教育実施のため。湯蕪銘より業務を委託されるも、開始後ほどなくして暴徒に破壊される。	民衆	不明	社会教育
湖南学校第三次 連合運動会	1914年5月10～12日		1914年1月幹事会議決事項。軍国民主義を提唱し、ならびに現在各学校および各学生の体育の程度を観察して、もって比較して改進を促すのに役立てるため。	学生・ 民衆	74校が参加。観覧者数は3日間 で数万人。	学校教育・ 社会教育
学校園	1914年～	○	1914年1月幹事会議決事項。小学校の学校園不足を補うため。湖南省教育会内に種物園を設け、各種種物を植え、実物教育の助けとする。	学生・ 民衆	学生・市民の遊覧者多い。	学校教育・ 社会教育
音楽会	1914年3月～	○	1913年4月常会大会議決事項、1914年1月幹事会議決事項。音楽・学術を研究し、社会教育・美感教育を促進するため。研究部・練習部に分かれ、中国・外国の音楽を研究。各6カ月で卒業。	学生	1914年6月、日間班10人、課余班10人。1915年3月、若干名。	学校教育・ 社会教育
全省学校成績展 覧会	1915年1月1～7日		1914年1月幹事会議決事項。各県の教育状況を考察し、各校の運営状況を比較するため。	学生・ 民衆	約700校から1万件以上の成績 品。毎日3,000～4,000人の参観。	学校教育・ 社会教育
学校成績館	1915年～	○	全省学校成績展覧会后、各校の成績品を収蔵して閲覧に供する。	学生・ 民衆	不明	学校教育・ 社会教育
公衆体育場	1915年～	○	夏義可(ルウエー人、体育専門家)を講師に招く。各校学生を集め、各種体操・スポーツを講授。	学生	不明	学校教育
通俗図書館	1915年2月末～	○	地方の風気を開通するため。図書部・新聞雑誌部の3部に分け、通俗書籍を徴収。	学生・ 民衆	毎月平均1,000人以上。	社会教育
講演会	1915年～		通俗講演を実施するため。各校学生で春休み・夏休みに地方の講演義務を希望する者に便宜をはかる。	学生	不明	学校教育・ 社会教育
学制改革の提議	1915年4～5月		第1回全国教育会連合会(天津)に参加。中学の新学制を提案。	教育界人 士	符定一・易克臬・熊非龍・蔣謙 孫の4人。	その他

出典：湖南省教育会編『湖南省教育会四年概況』1915年をもとに作成。

を「社会教育推進の一助とする」と位置づけているが、中国近代の社会教育史においては、両者は社会教育の範疇とは必ずしもみなされていないからである⁽³⁴⁾。

学校運動会・学校成績展覧会は、いずれも日本で明治期より実施されていた学校行事で、学校運動会は学校における日々の体育の授業の成果を、学校成績展覧会は作文や試験の答案、図画・手工の製作品といった各種学校課程の成果を、それぞれ学生達が学校関係者・父兄・地域住民に披露する会である⁽³⁵⁾。これらの学校行事は、清末期に近代的学校制度とともに日本から中国へ伝わり、一校あるいは数校連合、さらには地域連合で実施された⁽³⁶⁾。このたび湖南省で企画された学校連合運動会も、1905年・1910年に続く第3回目という位置づけで⁽³⁷⁾、もともとは1913年3月に開催された湖南省教育会常年大会ですでに実施が検討されていたが、第二革命の混乱で実施できなかったため、改めて企画したという⁽³⁸⁾。それでは、湖南省教育会がこれらの学校行事を企画したのは果たしてどのような背景に基づくものか。それは、学校行事の目的と時期に注目すべきである。

学校運動会や学校成績展覧会の目的は、ひとつには学校関係者が学生を審査して奨励することで、学生の競争心をあおって成績の向上を図ることにあった。そして、もうひとつの目的として、閉ざされた空間である学校での教育成果を父兄や地域住民の目に触れさせることで、彼らに学校教育への理解を求め、就学率を高めることも期待されていた。このように、地域住民への啓蒙という性格をも有していたため、日本の社会教育史においては、学校運動会・学校成績展覧会が社会教育と同様の役割を果たしていたとされる⁽³⁹⁾。湖南省教育会が両者を社会教育として位置づけているのも、この理由によるものと考えてよからう。そして、同会が両者を社会教育に位置づけつつも、このたびの学校連合運動会の目的を「軍国民教育主義を提唱し、ならびに現在の各学校および各学生の体育の程度を視察することで、比較して改進を促すのに役立たせる」⁽⁴⁰⁾とし、全省学校成績展覧会の目的を「全省各学校の成績を徴集することで各種学校教育の状況を察知し、ならびに同類同等の学校と各県の学務運営の優劣を比較し、書籍や新聞を刊行して全省教育界の参考への一助とする」⁽⁴¹⁾と定めているのは、学校行事が持つ目的の二重性によるものと考えられよう。

湖南省教育会がこれらの行事の実施を議決した1914年初頭とは、易克臬が教育司長に就任した時期である。易克臬は同会の幹事であり、彼も幹事会での討論に参加していたと考えられる。ここから、湖南省教育会が1914年初頭に学校連合運動会や全省規模の学校成績展覧会を開催しようとした意図は、体育や学校教育を民間に提唱するのみならず、各学校の教育状況を視察することにもあったとみてよい。言い換えれば、湖南教育司が手を回す余力のない社会教育を湖南省教育会が担当するとともに、湖南教育司による干渉主義的教育行政を湖南省教育会が支援するものであったと考えられよう⁽⁴²⁾。

以上、本節では、教育司長易克臬の教育政策の全体像や学校整理、私学補助の停止・減額措置の同時代的意義、そして湖南省教育会の呼応について考察した。次節では、学校・教職員に関する教育法令と、符定一らによる省立学校管理の具体像を考察する。

II 学生・教職員の管理と省立学校

1 「湖南学校管理通則」の特徴

湖南教育司が湖南省内の学校全体を管理する一方、各学校において管理の責任を担うのは各学校の校長である。教育部は各種学校の校長の人事権について、省立学校は省行政長官が任免し、私立学校は該学校の校董会（現在の理事会にあたる）が決定し、省行政長官に報告することと規定している。

湯薊銘政権初期には、前節で述べた湖南教育司による省立学校の整理と並行して、省立学校の校長の任免が相次いだ。その概要は表2に示したとおりである。この表2から、高等師範学校の符定一をはじめ、主要な省立学校の校長に任命された人物の多くが湖南省教育会の職員であることが指摘できる。具体的には、湖南における初等教員育成の中心とされた第一師範学校の張幹、工業専門学校・第一中学校の校長を歴任した施文堯、甲種農業学校の陳建中である。校長の任期について教育部はとくに規定していないが、同時代の教育家である蔣維喬によると、民国初期における校長の任期は長くて1年、短ければ数カ月であったという⁽⁴³⁾。このような状況下において、新たに校長に任命された符定一ら湖南省教育会職員はいずれも1年以上と、当時においては比較的長期にわたって校長を務めていることは注目すべきであろう。

それでは、符定一ら各省立学校の校長は、果たしてどのような学校管理を官庁から期待されたか。それを示す象徴的な法令が、「湖南学校管理通則」（番号10。以下、「湖南通則」と記す）である。これは、各学校で学生を管理する基準を示した規程である。教育部は1912年9月に「学校管理規程」を公布したが、これは全10条からなる極めて簡潔な内容で、「学生の品格養成に関する各種の管理規則を学生は遵守しなければならない」、「校長・教員および学監は学生を訓育する責任を負い、彼らが学生へ施す訓告に学生は服従しなければならない」と規定するほか、教室・自習室など各種施設に関する規則や学生が遵守すべき規則といった種々の管理細則は、各校長が学校の種類や状況に応じて定めること、と最低限の基準を示すのみであった⁽⁴⁴⁾。この「学校管理規程」を根拠にして湖南行政公署が制定・公布したのが「湖南通則」である。

「湖南通則」は、これまで分析した諸法令のように「教育司案呈」とは明示されていな

いため、当然の疑いとして、「湖南通則」は湖南教育司ひいては易克臬が関わることなく、湯薊銘の独断によって制定されたものではないかとも考えられる。これについては、「湖南通則」を公布する際に湯薊銘が民政長の名義で発した「学風を整頓する」訓令の内容を検討する⁽⁴⁵⁾。

湯薊銘は湖南の学校教育について次のように言う。

湖南省は学校を設立すること10年余り、清末においてはぐずぐずしていたとはいえ、成果は見るべきものがあつた。国体改革以来、一般民衆ははじめて専制の暴威を抜け出したが、共和の真相を解さず、往々にして秩序を破壊して規則を唾棄し、天然の服従を排斥して奴隸根性とみなし、自由平等は口から出任せに語られる。軽薄な風俗が次第に学校に及ぶと、年少者は知識が少なく、連れだつて盲従し、教師の訓言を軽視して、校長の束縛に服さない。増長してほしいままに振る舞い、ややもすれば学校騒動を起こし、ひどい場合には教職員をみること仇敵のようで、おろかにも罵りあい、匿名で攻撃し、刑法に触れてしまう。

そして、以上の悪習を取り除くため、各学校の校長に対して、本通則に基づく厳格な学校管理を求めている。この訓令は、一面において、抑圧的な軍閥像にきわめて合致した発想から出ているように見え、それはおそらくそのとおりであろう。その一方で、この訓令を見て気づくのは、一般民衆が服従を奴隸根性とみなし、自由平等を出任せに語ることや、学生に服従心がなく、校長や教員の訓戒に服さずに学校騒動を起こすことなどは、いずれも前稿で明らかにしたとおり、易克臬が譚延闓政権期に指摘していた問題でもあるということである。ここから、「湖南通則」の主旨は、軍閥による抑圧という側面のみならず、易克臬が重視してきた「管理」を志向しているという側面もあることを指摘したい。つまり、この「管理」はヘルバルト派教育学に基づいており、「本来の教育」とされる「訓練」（訓育とも）を行うための環境整備としての「管理」と考えられるのである。

それでは、「湖南通則」の内容を分析し、その特徴を明らかにしたい。ただ、史料の制約により、同時代の他省における学校管理通則を用いることができないため、比較対象として1910年に清朝政府が公布した「増訂学堂管理通則」（以下、「清朝通則」と記す）⁽⁴⁶⁾を用いることにする。

「湖南通則」と「清朝通則」の概要については表6を参照されたい。まず両通則の全体像を比較すると、「清朝通則」が教職員・経費管理・学堂建築に関する規則を含むのに対し、「湖南通則」は学生の管理に特化していることが分かる。また、各章の条文数を比較すると、

表6 学校管理通則の比較

内容	「湖南通則」(1914年)			「清南通則」(1910年)		
	章	タイトル	条文数	章	タイトル	条文数
礼儀・記念日	1	礼儀	10	6	礼節規条章	8
禁令	2	禁令	18	9	学生禁令章	12
衛生	3	衛生	15	—	—	—
タイムスケジュール	4	守時	6	3	斎舎規条章	2
試験	5	試験	16	2	学生品行功課考験章	3
欠席	6	請假	8	7	放假規条章	7
外客との応接	7	応接	5	12	接待外客規条章	10
日直の職務	8	服務	9	3	斎舎規条章	2
教室	9	教室	14	4	講堂規条章	7
運動場	10	操場	6	5	操場規条章	7
自習室	11	自習室	8	3	斎舎規条章	5
寝室	12	寝室	7			
食堂	13	膳室	6	8	各室規条章	13
物品管理室	14	箱篋室	5			
保健室	15	療養室	5			
事務室	16	事務室	3			
賞罰	17	賞罰	14	10	賞罰規条章	11
附則	18	(空白)	3	—	附条	1
教職員	—	—	—	1	学堂各員職分章	18
経費管理	—	—	—	11	経費規条章	8
学堂建築	—	—	—	13	建造学堂法式章	22
		合計	158		合計	136

「湖南通則」のほうがおおむね条文数が多く、とくに各施設に関する規則が細分化している。条文数が多いことは、それだけ規則が厳密であることを意味するようでもあるが、これについては後で考察しよう。また、各章の内容に注目すると、内容が明らかに異なるものとしては礼儀とくに学校記念日が挙げられるが、これは清朝と民国という国体の違いによるものであることは言うまでもない。以下、「湖南通則」の性質を端的に示すものとして、とくに禁令と賞罰の項目に注目しよう。

表7は、両通則から禁令に関する条文を取り出したものである。両通則の内容を比較すると、政治への関与を禁止するなど、「清南通則」の内容の多くが「湖南通則」にも含ま

表7 禁令の比較

「清南通則」(1910年)

条数	内容
1	学堂において学業に専心することを主とし、およそ自分に関係しないことに一切関与してはならない。
2	国家の政治および本学堂の事務に関与し、みだりに陳情書を提出してはならない。
3	儒教の道理に背き(原文は「離経畔道」)、みだりに狂言怪説を発したり、書物を著して盲談したり、新聞を発行したりしてはならない。
4	ひそかに新聞社の主筆および記者になつてはならない。
5	ひそかに稗官小説やでたらめな内容の新聞、反逆的な内容の書物を購読してはならない。およそ学科内で用いる参考書でなければ携えて入学してはならない。
6	学堂に対して訴える事情があれば、週番あるいは日直が代わりに本学堂の監督あるいは堂長に文書を提出すること。人数を集めて要求したり、言いがかりをつけて強迫したり、授業停止や学堂ボイコットなどをしてはならない。
7	人数を集めて結社を作つて演説をしたり、他人の結社に接近してはならない。
8	地方の訴訟に関与したり、抗糧・阻捐などをしてはならない。
9	暇を盗んでぶらぶらし、礼教を損なうことを故意におこなつてはならない。
10	もし本学堂が規則を追加したり新たに禁令を施すことがあれば、決してほしいままに阻害したり、抵抗して従わないことがあつてはならない。
11	謠言を広めたり、黒白を捏造したり、是非をもてあそんだりしてはならない。
12	以上の各条に違反する者は、ただちに除名するほか、さらに軽重を分別して懲罰を加える。

「湖南通則」(1914年)

条数	内容	清朝	罰則
11	学業を妨害する一切のことを営んではならない。	1	乙
12	政治に関与し、社会の秩序を擾乱してはならない。	2、8	甲
13	政党および教育会に入つてはならない。	7	乙
14	学校の一切の規則および臨時の諭令に逆らつてはならない。	10	甲
15	校務に対して意見がある時は、必ず服務生が本校職員に代呈すること。直接陳訴したり、わきから関与してはならない。	6	甲
16	授業停止や学校ボイコットをしてはならない。	6	甲
17	校長の認可を経ずに、ひそかに会を開いて演説してはならない。	7	甲
18	匿名あるいは連名で攻撃や謠言などの文書をまいたり、ほしいままに壁に貼り付けたりしてはならない。	3、11	甲
19	告示文を取り除いたり、学校の器具を破損してはならない。		甲
20	教職員に対して言いがかりをつけて脅迫したり、ほしいままに侮蔑してはならない。	6	甲
21	学友をののしったり、用務員を責めたててはならない。		乙
22	校内校外を問わず、賭博や喧嘩、ならびに品行を損ない学校の名誉を傷つける一切のことをしてはならない。		甲
23	俗曲を歌つたり俗楽を演奏したり、有害無益な一切の書籍を購入してはならない。	5	乙
24	なまめかしく華麗な服装および装飾品を用いてはならない。		乙
25	放縦で粗略な言動(原文は「狎猥鄙慢之言動」)をしてはならない。		乙
26	飲食に文句をつけたり用品を要求してはならない。		乙
27	本校のあらゆる公共物を私用したり、校外に持ち去つてはならない。受け取った物で期限を区切って返還する場合は、延滞してはならない。		乙
28	学校の公共物を損壊して職員が賠償を命じた時は、逆らつてはならない。		甲

注1:「湖南通則」(1914年)の清朝欄は、「清南通則」(1910年)の条数に対応。

注2:「湖南通則」(1914年)の罰則欄は、甲は退学、乙は操行点を30点減点。表8に対応。

れていることがわかる。注目すべきは、「湖南通則」は「清朝通則」の第3節にみられる「離経畔道」(儒教の道理に背くこと)や第9節にみられる「礼教」という言葉を用いない一方、第19・21・22・24～28条など、こまごまとした内容にまで言及していることである。実のところ、「湖南通則」は全体を通じて儒教的道徳に関する語句は見られず、かわって各章の条文数が増え、記載が細かくなっているという傾向が指摘できる。条文数の多さや記載の細かさがそのまま規則の厳密さを表すかどうかを判断することは難しいが、それらのこまごまとした規則は、「清朝通則」ではすべて「礼教」の概念でまとめられていた行動規範を明文化した結果ではないかと考えられるのである。

清朝政府は学校教育のカリキュラムのなかで「読経」「講経」すなわち儒教經典の学習に多くの時間をあてることで、民衆に儒教的道徳を注入することをもくろんでいた。清末においては「礼教」の概念が通用していたため、「清朝通則」における「礼教を損なうことを故意におこなってはならない」という条文は、学生の行動をさまざまに規制するものとして有効であったと考えられる。これに対し、中華民国では、「読経」「講経」の授業が廃止されるなど、学校教育において儒教的道徳が前面に押し出されることはなくなった⁽⁴⁷⁾。そこで、学生の行動を規制するためには、これまで「礼教」の概念で包括されていた行動規範を具体的に示して、それらを一つ一つ規制するほかなかったと見られるのである。ここから、条文数の多さや記載の細かさそれ自体は、即座に規則の厳密さを意味するものではない(少なくとも清末と同様の厳密さである)と考えられよう。

むしろ、規則の厳密さを示すものとして、賞罰の項目に注目したい。両通則ともに、賞罰の項目には賞・罰の両方が規定されているが、このうち罰則に関する部分を比較しよう。「清朝通則」では3種類の罰則があり、重いものから順に「出堂」(退学)・「禁假」(謹慎)・「記過」(過失として帳簿に記録)である。そして、どのような行為をすればどの罰則が適用されるかが定められているが、その特徴として挙げられるのは、罰則の適用にはある程度の猶予が存在することである。たとえば、一番厳しい罰則である「出堂」に該当するのは、①授業をないがしろにし、言いがかりをつけて教員を侮辱し、しばしば訓戒しても改めない者、②性情が驕慢で行為がでたらめで、教訓に耐えない者、③行いが学堂の名誉を傷つける者、④禁假の懲罰を犯すこと数回にして改めない者、と規定されている。また、どの条文に違反すればどの罰則が適用されるか、対応関係が必ずしも明確ではない。このため、どの罰則を適用するかは教職員の裁量に委ねられるところが大きく、結果として管理不全に陥る危険があるといえる。

これに対して、「湖南通則」の罰則は4種類に分かれ、重いものから順に甲罰(退学)・乙罰(操行点⁽⁴⁸⁾を30点減点)・丙罰(操行点を10点減点)・丁罰(操行点を3点減点)で

表8 「湖南通則」における罰則の配分

章	タイトル	条文数	罰則の合計	甲罰	乙罰	丙罰	丁罰
1	礼儀	10	3			1	2
2	禁令	18	18	10	8		
3	衛生	15	8			4	4
4	守時	6	3				3
5	試験	16	5		4	1	
6	請假	8	5		2	2	1
7	応接	5	5		1		4
8	服務	9	0				
9	教室	14	12			10	2
10	操場	6	6		1	5	
11	自習室	8	8			1	7
12	寢室	7	6			3	3
13	膳室	6	6		1	4	1
14	箱篋室	5	3			2	1
15	療養室	5	2			2	
16	事務室	3	3			1	2
17	賞罰	14	0				
18	(空白)	3	0				
	合計	158	93	10	17	36	30

注1：甲罰は退学、乙罰は操行点を30点減点、丙罰は操行点を10点減点、乙罰は操行点を3点減点

ある。そして、「清朝通則」と大きく異なるのは、たとえば甲罰が適用されるのは、第11条、第12条……に違反した場合、というように、「湖南通則」中の各条文と、それに違反した場合の罰則とを一対一で対応させていることである。対応関係は表8に示したとおりで、第8・17・18章は罰則に関係のない規則のため、実質的にはそれらを除いた132条中の93条と、およそ7割の条文に罰則が割り当てられているのである。

以上の分析より明らかになったとおり、「清朝通則」と比較した場合の「湖南通則」の特徴とは、清末では「礼教」の概念で包括されていた行動規範を一つ一つ明文化して学生に示していること、そして、規則に違反した場合には即座に罰則が適用されることを学生に示すとともに、教職員にとっては違反と罰則を対応させやすくなっていること、である。これによって、学校管理を万全にすることが期待されているといえよう。

さて、先述のとおり「湖南通則」には、「清朝通則」に含まれていた教職員に関する規

則が定められていなかった。それでは、教職員に関して民政長湯薊銘は何の規制も課さなかったかといえばそうではない。先述の湯薊銘の「学風を整頓する」訓令は、教職員に対しても厳しい要求を掲げていた。

もし該校長らが〔湖南通則〕を——引用者注〕形のみの空文とみなし、互いに粉飾しあうならば、ひとたび本民政長〔湯薊銘——引用者注〕が察知し、あるいは視學員が調査して報告すれば、まさに嚴重に審議して処罰する。該教職員は、学生の品性を陶冶して、その独立自営の能力を養成するのはもとより天職であり、おのずからまさに誠意を尽くして従事し、自分自身で手本を示すことで、国家が教育を盛んにしようとする苦心に沿うべきであることをすべからく知るべきである。

このように、校長・教職員があるべき職務、すなわちヘルバルト派教育学に基づく訓練（訓育）による学生の品性の陶冶と、独立自営の能力を養成することを果たすよう戒めている。これもまた、易克臬が譚延闓政権期ですでに問題としていたこと、そして清末民初において学校教職員の職業意識に関する共通認識が希薄であったとみられることは、前稿で指摘したとおりである。ここに、「湖南通則」が学生のあるべき行動を一つ一つ明文化したのと同様に、湯薊銘政権初期には校長・教職員に対しても、果たすべき職務とは何かが明文化されている。再び表1を参照されたい。教職員に関する教育法令のうち、とくに番号13・14・15は易克臬が教育司長を務めた時期よりも後に湖南巡按使公署より公布されたもので、また「教育司案呈」と明記されているわけでもないが、これらはいずれも易克臬の校長・教職員に対する問題意識が強く反映されているものである。

まず校長については、省立・公立学校の校長交代にともなう業務引継において、これまで旧校長が引継を放棄してきた弊害を無くすため、新旧校長の引継方法を規定した（番号12）。次に、校長が教職員を招聘する際、契約書に記載すべき内容を規定した（番号13）。その内容とは、招聘を受ける者は本校のあらゆる規則や校長の監督指揮を遵守すること、教授において積極的に進める責任を負うこと、また毎週の授業時間数や契約期間、毎月の給料などである。これは、前稿で述べたように、校長と教職員との間の契約がいいかげんなために、後々になって問題を生じるという弊害に対処するための法令と考えられる。

そして、校長・教職員の職務に関する基準も明文化されている。それが「各学校校長服務要則」（番号14、全16条）、および「各学校教員服務要則」（番号15、全9条）である。たとえば、教員については、「教員は校長・教務長・科長の監督指揮を受け、教授上の完全な責任を負う」、「教員は教室の規律を整理する完全な責任を負う」とするほか、開学3

日前に学校に来ること、授業時間を厳守し、遅刻や早退などの悪弊があってはならないなど、時間に関する注意に多くが割かれている。次に、校長については、その職務が具体的に規定されている。たとえば、校長は2日に1度、校内の各処を巡視すること、毎月職員会議を開くこと、毎月もしくは随時校内の庶務員・会計員らが管轄する一切の書類を審査し書名捺印すること、校長は常に校内に住み、水曜・土曜の晩以外には校外に宿泊してはならないこと、などである。また、職員会議の会議録など、校長の主要な業務は学期末ごとに主管官庁に報告することと定めている。

注目すべきは、教職員・校長ともに、校風を維持すること、そして教授・管理のみならずとくに訓練を重視すべきと定めていることである。先述のとおり、訓練（訓育）はドイツのヘルバルト派教育学に由来する術語で、被教育者の道徳を養成するための教育者による直接的な働きかけを指し、「本来の教育」として最も重視されるものである。すなわち、「各学校教員服務要則」では、教員は授業のほかに「平時においては管理・訓練の職を尽くし、学生の操行を試験し、操行考査簿に記載せよ。規則を軽視して校風を破壊するようなことがあってはならない」とされた。また「各学校校長服務要則」では、校長は「学生を監督する際には、整然と厳粛に、よく訓練を受けることを主とし、放任して校風を破壊するようなことが少しもあってはならない」と、学生への訓練を重視して校風を維持することが求められた。また、とくに校長は「学生を訓練する主位にあらねばならない」として、毎月2回は講堂訓話を、何か事件が発生したときには臨時訓話を、また毎週1回、晩に各学年の「値週生」（1週間ごとに交代する当番生）を召集して訓話をする、と具体的に定められた。さらに、これら3種の訓話は訓戒を受けている学生に記録させ、校長が校閲して訓話日誌に記載し、毎学期末に主管官庁に報告することと規定された。

ここまで、湖南省で公布された学生および教職員の管理に関する教育法令を分析してきた。それでは、実際に省立学校ではどのような学校管理が実施されたのであろうか。

2 符定一らの省立学校管理

史料の制約によりすべての省立学校を考察することはできないため、本稿では高等教育機関である湖南高等師範学校の校長に任命された符定一、湖南第一師範学校の校長に任命された張幹、そして湖南高等工業学校の管理を担当した施文堯の事例を分析する。

湖南省教育会の会長であった符定一は、1913年末に湖南高等師範学校（以下、高等師範と記す）の校長に任命された。符定一の校長就任は易克臬が湖南教育司長に就任する前のことではあるが、符定一と易克臬はともに湖南省教育会の中核にあり、両者は理想的な校長像を共有していたとみてよい。符定一の学校管理を考察するにあたっては、『湖南教

育雑誌』の記事のほか、湖南省出身の著名な教育家である舒新城の回想録を用いる。というのも、舒新城はまさにこの時期に高等師範に予科生として入学しており、湯薊銘政権における同校や湖南教育界の状況について興味深い回想を残しているからである⁽⁴⁹⁾。

高等師範は長沙の岳麓山の麓に位置し、湖南の学術の中心であった岳麓書院を前身とする高等教育機関である。舒新城は、民国初期における長沙の雰囲気や状況を次のように語る。「革命の二字は、民国元年に長沙で最も流行した言葉で、学校から娯楽場にいたるまで、みな革命を旗印にしないものはなかった」。しかし「第二革命が失敗して以後、反動が来た。革命を一切許さず、「学校と軍隊は革命なし」という命令が下った」と⁽⁵⁰⁾。彼の入学当時の校長は鳳高翥であったが、第二革命以後、湯薊銘が湖南を統治すると鳳はその職を追われた。鳳にかわって高等師範の校長に任命されたのが、清末の京師大学堂師範科の卒業生で、湖南省教育会会長であった符定一である。

符定一は高等師範に赴任するや、学生に対して、同校の運営方針に関する長大な演説を行った。この演説の大意は『湖南教育雑誌』に掲載されており⁽⁵¹⁾、これは教育に関する著述が極めて少ない符定一の教育思想を知るうえで貴重な史料であるため、以下、同誌に依って演説の大意を述べたい。

まず、符定一は北京で教育部普通司司長の袁希濤と面会した、というエピソードを紹介する。現在の教育は何から着手すればよいかをたずねたところ、袁は「高等師範の改良から」と答えた、という。そのうえで、符は自らに対する指針として「良心的教育責任を負う」ことを掲げた⁽⁵²⁾。すなわち、教育原理に基づいて天職を尽くすことを誓い、学生に実益があればたとえ学生が反対しても必ず実施し、無益な事はたとえ学生が要求しても行わない、また官や社会の歓迎も問題にしない、とする。

次に、どのような教育方針を採用すべきかを述べる。符定一はドイツ流の鍛錬主義とフランス流の自由主義を挙げたうえで、互いに得失があるため、どの主義を採用するかは本校学生の状況ではかるべきだとした。そして、湖南各校に共通する性質からいえば鍛錬主義をよしとするが、本校は高等教育の地位にあり、学生も年長者が多く、自治能力も当然すでに備えているべきであるから、自由主義も少しは採用しないわけにはいかない、とした。このため、符は高等師範の教育方針について、鍛錬主義を8割、自由主義を2割、とすることに決定した。

そして、どのような学校管理を実施するか。符定一はアメリカ大統領ウィルソンのプリンストン大学学長時代における厳格な教育政策に基づき、成績不良者の留級を徹底すること、科を分けて統一的教授を図ること、教職員と学生の連合会を創設して互いの知識を交換すること、の三点を実施するとした⁽⁵³⁾。彼によれば、ウィルソンが実施した三大政策

にならうのは、本校の予科生の学力がバラバラであること、本科の分類が不明確であること、本校では学校騒動がしばしば発生し、教職員と学生の感情がそぐわないこと、という「本校の病」にもびったり合っているからだとして、とくに教職員と学生の和合を重視した。このほか、本校に限らず中国の師範学校が学科の研究に偏り、教育の側面を軽視している現状を批判し、教育の研究を重視することも掲げた。

また、符定一はこの演説を行う以前に高等師範を調査し、また自ら校内を巡視していた。そのうえで、ただちに整理すべきこととして、教授法のほか、教室・自習室・食堂など各施設の改善事項をこまごまと指摘した。最後に、本校が設置すべきものとして、上述の教職員・学生連合会や教育研究会のほか、訓話室・雄弁会・体育クラブ・著名人講演会などの諸会を挙げている。

以上が、符定一の演説の大要である。この演説に見られるとおり、彼は自由主義を2割採用するなど、学生に対して一定の理解を示しつつも、基本的には留級の実施をはじめとする厳格な学校管理を標榜していた。そして、興味深いのは、厳格な学校管理を正当化する論理として、彼はアメリカ・ドイツ・フランスなど海外の教育方針を例に挙げており、決して儒教的道徳を持ち出してはいないことである。また、彼が面会したという袁希濤は江蘇教育界を代表する著名な教育家であることにも注目すべきである。つまり、符定一は当時の中国および海外の教育界の潮流を察知し、それらを積極的に導入しようとしたのである。さらに、彼が事前にもみずから校内を巡視していたことも、易克臬が求めた校長像に合致しているといえよう。

符定一はこの演説の後、さっそく学校管理に乗り出した。それでは、高等師範の学生は彼の演説や学校管理をどのように評価したか。

「彼は言辞に優れ、機転の利く人物で、入校の初日、大政方針を発表して治事・治校・人材育成の大計を列挙して、私に崇敬の感情を抱かせた」。符定一の人柄や演説の内容をこのように回想する舒新城は、符定一個人に対しても「仕事ぶりがたしかに熱心で、私個人に対しても好感をもって来ていた」と、肯定的に評価している⁽⁵⁴⁾。これは、かつて通っていた私塾や書院における塾師と生徒の厳しくも親密な関係を舒が好んでおり、県立高等小学校に入学後、教師と生徒がまるで赤の他人のような関係であることに不満を持っていたことと関連があろう⁽⁵⁵⁾。その一方で、符定一の学校管理を快く思わないものもいた。それは、舒新城と同時期に入学した他の予科生らである。符定一はその演説で、予科生の学力がバラバラであることを指摘し、成績不良者には留級を断行することを標榜していたが、これに反応した彼ら予科生によって学校騒動が引き起こされたのである。

この学校騒動の一部始終については、『湖南教育雑誌』の記事にくわしい⁽⁵⁶⁾。これによ

ると、ことの起こりは次のとおりである。符定一は、前年の冬休み前に実施できていない定期試験を補うため、1914年4月11日に試験を実施することにした。すると、この試験の前日、予科生31名が連れだって校長室を訪れた。予科生らの主張は、授業が難解であるため理解しがたく、今回の試験で恐らくふるい落とされるであろうから、自ら退学を願うので許可をいただきたい、というものであった。

舒新城によると、彼自身はこれに参加していないが、今回の学校騒動を起こした予科生はみな舒新城と同じ西路出身者であったという⁽⁵⁷⁾。湖南省は中路・西路・南路という地域間対立が根深いことで知られるが、同じく舒新城によると、校長職を追われた鳳高翥と同じ西路出身の紳士は、南路出身者の符定一に高等師範の校長職を奪われたと認識し、符定一を追いつつために高等師範の西路出身の学生を煽動した。そして、西路出身の予科生もまた、符定一による厳格な管理や厳格な試験は、学業よりも政治を重んじる彼らにとって不利だと感じていた。このため、王某らをはじめ30人余りの西路出身の予科生が学校騒動を起こしたのだ、という。舒新城の入学試験時、予科生の定員は120人であったことから⁽⁵⁸⁾、この騒動に参加した予科生は1学年の4分の1にあたる大人数だといえよう。

符定一はこの騒動に対してどのような対処を取ったか。『湖南教育雑誌』の記事によると、経過は次のとおりである。彼はまず、このたびの試験は予科生の成績を検査して今後の進路をうかがうためのものであり、ふるい落としの意図はまったくなく、と再三説明したが、予科生はなおも退学を願った。符は、事態が重大でただちに決裁するのに差し障りがあるため、実情に基づいて民政長湯薌銘の決裁を申請すべきだと考えた。このため、予科生31名には暫く試験に参加しないことを許可する一方、民政長に判断を仰いだ。これに対する民政長から校長符定一への指令には、厳しく調査したうえで、もし学力が及ばないのであれば退学を許可する、ただしこれまでの学費は教育部令に従って一律に追徴し、学業をおろそかにして費用を無駄遣いする者の戒めとすること、とあった⁽⁵⁹⁾。ここに、符定一は予科生の退学を許可し、彼らの学費を追徴するよう手続きを行ったのである。

以上がこのたびの学校騒動の経過である。この騒動は、「湖南学校管理通則」が公布される前後に起こったもので、符定一や湯薌銘が学校騒動に対していかに対処するかという実例を示したものと見える。また、教職員が相對していた学生がどのようなものであったかを知る好例でもある。

この後、符定一は当初の方針どおり、学校内に教育研究会・著名人講演会のほか、学友会を設立させ、内部に雄弁部・体育部などを設けた⁽⁶⁰⁾。これらの諸会はいずれも学生および教職員を会員とするもので、互いの融和をはかろうとする彼の意図が強く表れている⁽⁶¹⁾。以上にみられる符定一の高等師範校長としての学校管理は、易克臬ら湖南省教育

会の中核が提唱する校長像に合致したものであったといえよう。

また、清末の中路師範学堂優級選科の卒業生で、辛亥革命後に湖南省教育会の幹事を務めていた張幹は、1914年2月に湖南第一師範学校（以下、第一師範と略す）の校長に任命された。彼も符定一と同様に受任宣言を発表して、彼の学校管理方針を明らかにした⁽⁶²⁾。同校は初等教育教員の養成機関であり、中等教育教員を養成する高等師範とは機能も学生の年齢なども異なるが、張幹の宣言中に見られる改革内容は、訓話室や教育研究会の設置、留級を実施するためのクラス整理など、符定一のそれと共通する部分が多い。つまり、張幹もまた湖南省教育会の幹事として、理想的校長像を共有していたといえよう。

なお、高等師範と第一師範の両校にはどのような教職員がおり、またどのような教学活動を行っていたのかは現時点では不明な点が多く、今後の研究を待つ必要がある。ただ、学生への訓練（訓育）についていえば、両校には共通点がある。それは、著名な教育者である楊昌済が教員として両校に赴任し、修身や倫理学の講義をしていたことである。毛沢東がこのとき第一師範に在学中で楊昌済から多大な影響を受けたことや、舒新城がその回想のなかで、人格上もっとも感動を受けた教員として彼を挙げていることはいずれも有名である⁽⁶³⁾。楊昌済が毛沢東・舒新城から敬服されたのは、楊昌済の倫理学や道德観が体系立っていたことや、彼の人格に帰するところが大きいであろうが、当時において、楊昌済のほかに訓練（訓育）を重視する教員がいかに少なかったかということも示しているのではなかろうか。

さて、両校とは異なり、学校管理に成功したとは必ずしも言いがたいのが、湖南工業専門学校（以下、工業専門と記す）の施文堯の事例である。

施文堯は符定一と同様、京師大学堂師範科の卒業生で、1913年3月に湖南省教育会の幹事に当選している。すなわち、彼は符定一や易克臬とともに同会を拠点とする国内学校卒業生の一人である。湯薊銘政権下において湖南教育司の専門科科长を務めていた彼は、工業専門の学校管理に携わったところ、1914年4月に学校騒動が発生した。この学校騒動の経過は『湖南教育雑誌』のみならず、著名な新聞である『時報』にも掲載されている⁽⁶⁴⁾。以下、『湖南教育雑誌』の記事に依拠して、事件の経過を追う。

記事は、「以前より工業専門は歴代校長が職務を尽くさず、業績が優れなかった」という書き出しで、事件の経過を次のように述べる。前校長の歐陽鼎が辞職した後、政府は湖南教育司専門科科长の施文堯を派遣し、校内を厳格に整理させようとした。施は赴任後、校内の規則を新たに定め、次々に命令を下して全校を整理した。

4月21日、授業が開始された。応用化学科・鉍科甲班・鉍科乙班の3クラスは実習の時間であったが、教員が校務長に事前に通知していなかったため、機材管理員は機材を準備

していなかった。ここに3クラスの学生は不平を抱いた。ちょうど校務長が外出先より戻ってきたところ、応用化学科の学生楊瀚湘は校務長に狼藉をはたらき、また機材管理員を口汚く罵った。施文堯は湖南行政公署から戻ると、情状の軽重をはかり、楊瀚湘を退学処分としたほか、その他の学生に対してはただ厳しく訓告したのみであった。

翌日、朝8時の授業中、楊瀚湘は同じクラスの16人と鉦科甲班の劉道柔を連れて、施文堯が人気のない所へ行った隙に乗じて、施に暴行を加えた。また、楊瀚湘は校内の要所に学生を配置して外部との連絡を絶った。庶務員の楊道南と書記員の鄒某は用務員を連れて仲裁し、施は負傷の末にようやく難を逃れた。施は行政公署に駆けつけ、教育司長および民政長に文書を直接手渡し、警察隊数十名を派遣して凶行に及んだ学生を捕らえさせた。これによって応用化学科の学生4人が捕らえられて警察庁に護送された。そして施文堯は、応用化学科の学生18人のうち2人を除く全員を退学処分のうえ学費を追徴（1人あたり2,400元）すること、鉦科甲班の劉道柔もまた彼らを幫助したことで退学処分のうえ、学費を追徴（1,000元）することとした。

しかし、騒動はこれだけに止まらなかった。施文堯の処分に反発した予科甲班の学生の大多数が授業をボイコットしたため、施は厳格な整理を実施し、予科甲班の学生28人を退学処分のうえ学費を追徴（1人あたり300元）することとした。さらに予科乙班の化学教員が方程式を板書する際に一字を誤写したため、クラス全員が教室を退去すると、施文堯はクラスの56人全員に対し、「大過」（操行点の減点）として記録に残した。

以上が工業専門における学校騒動の大要である。施文堯の学校管理は学生の大きな反発を招いていた。後のことであるが、施文堯は工業専門の整理を終えたのち、省立第一中学校の校長を務め、1916年7月に湯薊銘政権が崩壊すると、施文堯は護国軍総司令に捕らえられる。そして、袁世凱の帝制を支持したことに加え、このたびの工業専門の処分を「教育破壊」とみなされて銃殺される⁽⁶⁵⁾。

同時代の他省に目を向けると、江蘇省では1914年1月、教育司の職員や省立学校の校長・教務主任・学監ら48人が集まり、学校騒動の対処法を討論している。これによると、近ごろの各校学生の授業ボイコットはおおむね特別な原因があり、その要因もひとつではないため、対処法も一定のものがないとしたうえで、重要な点は平時にあるとした。すなわち、平時においては学生に対する訓練を重視すること、教員の欠席を戒めること、などである。また、懲罰についても、軽々しく懲罰を使ってはならないこと、懲罰を執行する際には悲哀の念を持ち、怒り狂ってはならないこと、処分の際にはまず訓戒を用いて生徒に悔悟の機会を多く与え、退学は最終手段とすべきこと、といった内容が席上で出ている⁽⁶⁶⁾。実際に江蘇省の省立学校でどのような学校騒動が起こったか、また学校教職員はどのよう

に対処したか、などは明らかではないが、この討論内容を見る限り、江蘇省では学校騒動に対して穏便に対処しようとしていることがうかがえる。これと比べると、上述の施文堯の対処はいかにも強圧的といえよう。

ただ、注意すべきは、1914年4月の学校騒動を報道した『湖南教育雑誌』も『時報』も、学生の所行を非とし、施文堯の学校管理を支持していると見られることである。というのも、両記事は、事件の経過についての記載はほぼ同文であるが、『湖南教育雑誌』では当該記事のタイトルとして、学生暴動への「懲処」すなわち処罰とつけていることから、施文堯の対処を正当なものともみなしていると考えられる。また、『時報』では、「騒動の遠因」を記事の冒頭に掲げ、これまでの工業専門の校長たちが職に堪えず、学生に甘い態度を取っていたことを非難しているのである。

以上、符定一・張幹・施文堯らによる省立学校の管理と、それに対する学生・メディアの反応を考察した。符定一・張幹・施文堯らによる省立学校の管理は、教育司長易克臬が志向していた「管理」の意図に極めて合致していたとみてよい。そして、符定一の学校騒動への対処のみならず、施文堯の強圧的な学校管理に対しても、湖南省教育会はそれを支持していたと考えられる。それは、彼らが実施した学校管理は、易克臬ら湖南省教育会を拠点とする国内学校卒業生が重視していたヘルバルト派教育学における、「本来の教育」を行うための環境整備としての「管理」であり、「省立学校の再建」という文脈において容認すべきものであったからだと考えられよう。

おわりに

本稿の考察を通じて解明されたことは次のとおりである。易克臬が湖南教育司長を務めた時期の教育政策は学校管理の強化と各県の小学教育対策に重点が置かれ、とくに学校管理に目を向けると、現状調査、学校の統一・整理、学生・教職員の管理に分かれていた。学校の整理については、第二革命後は省立学校の新設停止や合併が進められたが、それは湯薊銘による国民党機関の弾圧という側面のほか、第二革命後の省財政の悪化と、譚延闓政権期における実現性の薄い計画を背景にしていたと考えられる。私学補助の停止・減額措置についても、その背景にあったのは省財政の悪化のほか、譚延闓政権下の私学補助政策であり、私学補助の規程が定められていない状態での私立学校の優遇は、省立学校の発展を阻害しかねないものであった。このような状況下において湖南省で実施された私学補助に関する措置は、第二革命後に省財政が悪化するなか、限られた財源のなかで可能な限り公平に補助費を支給するための法整備を行ったと解釈でき、私学補助を減額して省立学

校経費を確保することは、「省立学校の再建」という文脈において、易克臬や湖南省教育会を拠点とする国内学校卒業生にとって肯定されるものであったと考えられる。

学校管理について、湯薊銘政権初期に公布された「湖南学校管理通則」は、軍閥による抑圧という側面のみならず、易克臬が重視してきた「管理」という側面も有しており、ヘルバルト派教育学において「本来の教育」とされる訓練（訓育）を行うための環境整備としての「管理」に位置づけられるものとみてよい。そして、清末の「増訂学堂管理通則」と比較した場合の「湖南学校管理通則」の特徴とは、清末では「礼教」の概念で包括されていた諸々の行動規範を一つ一つ明文化して学生に示すとともに、教職員にとっては違反と罰則を対応させやすくなっていることであった。また、校長・教職員に関する教育法令では、校長・教職員の果たすべき職務が明文化され、管理・訓練を重視すべきことが明記されていた。

湖南省教育会の中心人物で、湯薊銘政権下において省立学校校長に任命された符定一・張幹・施文堯らによる省立学校の管理は、教育司長易克臬が志向していた「管理」の意図に極めて合致していたとみてよい。施文堯の強圧的な学校管理に対しても、湖南省教育会はそれを支持していたと考えられるが、その理由は、彼が実施した学校管理が、「本来の教育」を行うための環境整備としての「管理」であり、「省立学校の再建」という文脈において容認すべきものであったからだと考えられよう。

冒頭で述べたように、1914年5月の新地方官制によって湖南教育司が廃止されて以降、湖南では省レベルの教育行政能力が著しく低下する。このような状況下において、湖南省教育会を拠点とする教育界人士がいかなる活動をおこなったか、これを解明することは今後の課題としたい。

註

- (1) 宮原佳昭「民国初期における地方教育界人士の問題意識——湖南省教育会と易克臬の教育主張を中心に」石川禎浩編『中国社会主义文化の研究』京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター、2010年。
- (2) 「護国軍湖南総司令程潜布告湯薊銘罪状」雲南省社会科学院歴史研究所・貴州省社会科学院歴史研究所編『護国文献』下、貴州人民出版社、1985年、851-855頁。同史料では湯薊銘の罪状として10カ条を掲げ、うち第5条は「教育破壊」をとりあげる。その内容は次のとおりである。
 - ①乱党策源地として濡れ衣を着せ、無理やりに閉鎖させられたり捜査された学校は省城内の各小中学校で数百を下らず、外県の学校にも誣告や抑圧を強引に加えた。
 - ②教育経費を転用してスパイを養う資金とし、このために閉鎖もしくは規模を縮小させられ

た学校は数え切れない。

- ③教員李洞天は授業中の言動によって殺害され、毛保華は登録のために省城を訪れて命を落とした。彭焜年は14歳にして国事を語ったため銃殺された。さらに乱党とみなされて生徒を惨殺することしばしばであった。調査によると修業・明徳の学生を殺害すること300人に達し、師範・軍官学校を含めると千数百人に及ぶ。
- ④省城の学校で、実業学校は運営が優れていたのに、理由なく解散させられた。
- ⑤日本・西洋の留学生は成績が優れていたのに、理由なく取り消された。
- (3) 劉泱泱主編『湖南通史 近代卷』湖南出版社、1994年、737-745頁。
- (4) 黄炎培「読中華民國最近統計」舒新城編『中国近代教育史資料』上、人民教育出版社、1961年、367-375頁。
- (5) 『湖南教育史』第2巻、岳麓書社、2002年、354頁では、教育司長易克臬が実業教育を提唱したが、成果が微々たるものであったことを指摘する。また、364頁では、1915年に湖南巡按使公署が、教育部の初等教育政策に呼応して、「改良私塾暫行章程」や「湖南義務教育令草案」を公布したことを指摘する。
- (6) 1914年5月の新地方官制については、金子肇『近代中国の中央と地方』汲古書院、2008年、49-79頁を参照。なお、教育司から教育科への格下げは、易克臬をはじめ全国教育界人士にとっては突然のことだったのではないかと考えられる。というのも、新地方官制が公布される直前の1914年4月13日、教育部長蔡儒楷は大總統袁世凱に呈文を發し、教育普及のために各省の教育司の職権を規定せんことを請願しており（「大事記」『教育雜誌』第6巻第2号、1914年5月15日発行。以下、雑誌の年月日は奥付に記された発行年月日を示す）、教育司の廃止を前提としていないからである。
- (7) この後、易克臬は湖南を離れ、北京政府教育部の専門教育司司長に就任している。また、1915年に天津で開催された全国教育会連合会において、彼は湖南省教育会の代表の一人として符定一らとともに参加していることから、湖南省教育会との繋がりは持ち続けていたとみてよい。
- (8) これは民国初期の事情による。1912年7月から8月にかけて、教育部は各省の教育家を召集して「臨時教育會議」を開催した。この會議の主旨は、全国の教育行政を統一すべく、教育宗旨や学校系統など中華民國の国体に適合する教育法令を制定することにあつた。しかし、限定された期間で多くの問題を討議する必要があつたため、全面的な法令を制定することはできなかったのである。多賀秋五郎『近代中国教育史資料』民国編上、日本學術振興會、1972年、51-54頁。
- (9) 「各省区頒布關於教育事項之単行条例須報部查核（四年二月二十六日通咨）」前掲多賀『近代中国教育史資料』民国編上、396頁。
- (10) 「湘使咨陳本省教育条例」『湖南教育雜誌』第4年第3期、紀錄、1915年3月31日。
- (11) 「湘省教育行政彙聞」『湖南教育雜誌』第3年第2期、紀錄、1914年2月28日。なお、新たに任命された6人は、第一区程枚功、第二区徐遂良、第三区張乙震、第四区張珍儒、第五区楊鈺、第六区劉兆田である。
- (12) たとえば公立学校については、同等同類の学校が複数ある場合は、第一・第二……とナンバーをつけること（〇〇県立第×△△学校）、公私立ともに校名（△△の部分）には学校の種類（初等小学・高等小学・中学・師範など）を入れること、また私立学校については、①校名に「私立」の文字を入れ、従来の族立・僧立・道立などの名目を一律に廃止すること、

②固有の名称をつけること（ただし、省・県・城鎮郷名は不可）、③公立のように第一・第二とナンバーをつけてはならないこと、などである。

学校の性質については、教育部が1912年9月より次々と公布した各学校規程ですでに規定されていた。しかし、たとえば実業学校令が制定されたのは1913年8月と比較的遅く、湖南省内の校名はいまだ統一されていなかった。また、とくに私立学校は第一中学校・第一公学校・第二公学校（表3参照）などのように、校名を見ても学校の性質が分かりにくいものが多かった。本規程が単行条例とされるゆえんは、各学校規程に個別に記載されていた学校の性質に関する規定をひとつの法令にまとめ、教育部が規定していなかった校名の統一性を図ったことにある。

- (13) 「湘省教育行政彙誌」『湖南教育雑誌』第3年第6期、記録、1914年6月30日。
- (14) このうち、①は教育部が公布した各学校規程の規定、②は1913年10月の教育部布告、④は1914年2月の教育部通令をもとにしている。「各学校應按照本部酌定管理員教員學生表式依限填報（二年十月二十三日布告第四十九号）」前掲多賀『近代中国教育史資料』民国編上、404頁、「学校週年概況報告程式（三年二月五日通令）」同405頁。これらをひとつの法令にまとめて各学校の管理を図るところに単行条例としての意義がある。
- (15) 「嗚呼湘省之軍学界」『申報』1913年12月7日、では、譚延闓政権期に各省立学校の校長に任命された人物の多くが国民党系であったと報道している。また、当時湖南第四師範学校の学生であったという田士清の回想によると、第四師範学校は校長が譚延闓政権に近い陳潤霖であったために閉鎖されたとする。「關於湯薌銘在湘暴行的回憶（座談訪問記録）」中国人民政治協商會議湖南省委員会文史資料研究委員会編『湖南文史資料』第8輯、1965年、68-70頁。
- (16) 「江蘇都督關於教育之通令」『教育雑誌』第4巻第10期、記事、1913年1月10日、および「蘇省各中學校改歸省立後之狀況」『教育雑誌』第5巻第5期、記事、1913年8月10日。また、浙江でも1913年の省議会において省立師範学校11校の設置地点に関する議決がなされている。「浙江籌辦師範學校之決議」『教育雑誌』第5巻第3期、記事、1913年6月10日。
- (17) 「各省之教育行政」『教育雑誌』第5巻第4期、記事、1913年7月10日。
- (18) 教育部視学の視察報告では、この予算案が可決されたものとして、「民国2年7月より3年6月の予算は、普通学校経費は110万3,735元、専門学校経費は173万6,154元、すなわち専門学校経費が普通学校経費を超過すること約60万元である」と記されている。「視察第四区学務総報告 湖南省」前掲多賀『近代中国教育史資料』民国編上、301-303頁。
- (19) 黄炎培「江蘇今後五年間教育計画書」『教育雑誌』第5巻第3期、附録、1913年6月10日。
- (20) 「嗚呼湘省之軍学界」『申報』1913年12月7日。
- (21) 「湘都督兼民政長訓令四則」『湖南教育雑誌』第3年第2期、法令文牘、1914年2月28日。
- (22) 「湘省実業学校之整理」『湖南教育雑誌』第3年第3期、記録、1914年3月31日。
- (23) このほか、清末に省城に設立された40校あまりの官立小学堂は、辛亥革命後に閉鎖および合併を経て、省が管轄する8校の省立初等小学校となっていた。ところが、教育部の規定では、初等小学校は県および城鎮郷の管轄とされたため、湖南教育司はこれらの小学校を長沙県に随時移管していった。ただ、省立初等小学校8校の移管は順調とはいいがたいものであった。というのも、県経費の不足が原因で、長沙県知事は省立初等小学校の接管に難色を示したためである。湖南教育司は長沙県知事の報告を実情として認め、移管方針を定めて湖南都督兼民政長湯薌銘に申請した。結果、湯薌銘は長沙県知事に対して、省立第七小学校を

湖南第一師範学校附属小学校とし、第五・第六・第八の3校の接収を次年度に延期するほか、第一から第四の省立初等小学校4校は原案どおり1913年度中に長沙県が接収するよう指令したのである。「湖南都督兼民政長飭長沙県知事接収省立八校辦法令」『湖南教育雑誌』第3年第4期、法令文牘、1914年4月30日。

- (24) 1912年1月から1913年6月の間において、省立学校は省立第四師範学校、および省立第一・第二・第三女子師範学校の4校が増設されている。
- (25) 清末民初における銀両と銀元の交換レートの規定については、宣統2（1910）年に清朝政府が公布した「幣制則例」により、庫平銀7錢2分が銀元1元にあたとされた。このレートは1912年9月の「国庫計算暫行章程」、および1914年2月の「国幣条例」（および施行細則）においてもそのまま継承されている。宮下忠雄『中国幣制の特殊研究——近代中国銀両制度の研究』日本学術振興会、1952年。
- 清末湖南における銀両は、湖南清理財政局編『湖南省財政款目説明書』1911年、巻16によると省平銀と庫平銀が用いられている。民国初期の湖南省における銀両と銀元の詳細な交換レートは定かではないが、上述の規定に加え、1916年に湖南政務庁長が湖南教育経費を論じる際に、宣統3（1911）年の銀60万両は銀90万元に相当するとしている（「湘省教育経費之維持」『湖南教育雑誌』第5年第3期、記録、1916年3月31日）ことにもとづき、本稿では銀1両をおよそ銀1.5元とみなす。
- (26) 「湖南教育司致省議會函」『湖南教育雑誌』第2年第12期、法令文牘、1913年7月15日。また、「湖南通信」『時報』1913年9月7日、によると、湖南省議会は私学補助を年間18万元以内と規定しようとしていた。
- (27) 「湖南行政公署飭各私立学校遵照省款補助規程辦理令」『湖南教育雑誌』第3年第5期、法令文牘、1914年5月31日。
- (28) 「湖南巡按使署核定省款補助私校經費文」『湖南教育雑誌』第3年第12期、法令文牘、1914年12月31日。
- (29) 明德・修業・周南・楚怡の4私立学校が私学補助を打ち切られている理由は定かではないが、すでに県から私学補助を受けていた可能性も考えられる。
- (30) 滄一「論私立学校与政府津貼」『湖南教育雑誌』第3巻第6期、言論、1914年6月30日。
- (31) 『湖南教育雑誌』には、周南学校や楚怡学校の学校運営を優れたものとして紹介する記事がしばしば掲載されている。たとえば、「周南女子師範学校経営状況」『湖南教育雑誌』第2年第12期、附録、1913年7月15日、「楚怡小学校校務分掌規定」『湖南教育雑誌』第2年第13期、附録、1913年7月31日、「參觀湖南周南女子師範及附属高初等小学校筆記」『湖南教育雑誌』第4年第1期・第3期、雜纂、1915年1月31日・3月31日。
- (32) 中央政府が公布した「教育会規程」には、各教育会の主要な会務として、学校教育・社会教育・家庭教育に関する事項を研究することや、地方の風気を開くために各種の研究會・講演會・講習會を設立することができる、と規定されている。
- (33) 「省教育会會議彙録」『湖南教育雑誌』第3年第2期、記録、1914年2月28日。
- (34) 一般に、社会教育事業の範疇とされているのは図書館・通俗図書館・博物館・公衆体育場・閱報処・補習学校・通俗教育講演などである。王雷『中国近代社会教育史』人民教育出版社、2003年、および戸部健「近代中国「社会教育」史研究の現状と課題」『中央大学アジア史研究』第32号、2008年。また、前掲『湖南教育史』第2巻、382-389頁でも、民国初期の社会教育事業に学校運動會や学校成績展覽會を挙げていない。

- (35) 明治日本の学校行事については、山本信良・今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー——明治期学校行事の考察』新泉社、1973年、を参照。なお、学校成績展覧会は、日本では「教育展覧会」「教育品展覧会」などのように称されている。
- (36) ここで、中国における「運動会」について言及しておく。実のところ、史料上では同じ「運動会」と記されていても、その内容を見ると2種類の系統があることがわかる。ひとつは陸上競技会もしくはスポーツ大会と呼ぶべきもので、ひとつは小・中学校における学校運動会である。
- 前者は西洋とくに教会学校を通じて伝わったものである。トラック競技（徒競走・リレーなど）・フィールド競技（跳躍・投擲など）・球技の種目を中心に構成され、基本的に個人競技が主体である。高等教育機関における「運動会」や、国際的規模の「運動会」はこちらを指すことが多い。
- 後者は日本で独自の発展を遂げ、明治20年代以降定式化したものである。小・中学校の体育、すなわち遊戯・普通体操・兵式体操（女子はダンス）・武術などの種目を中心に構成され、集団行動が主体である。初等・中等教育機関における「運動会」はこちらを指すことが多い。清末民初における中国の学校体育は日本の制度を導入し、初等小学校では遊戯を、高等小学校・中学校・師範学校では普通体操・兵式体操（女子はダンス）を実施していた。これらとともに日本の学校運動会の形式も中国に伝わった。以上、中国の体育および運動会については、笹島恒輔『中国の体育・スポーツ史』ベースボール・マガジン社、1987年、112-135頁、王華倬『中国近現代体育課程史論』高等教育出版社、2004年、50-57頁、陳青『清末民初新式体育的伝入与嬗変』華中師範大学出版社、2007年、259-261頁、を参照。また日本の運動会については、平田宗文「我が国の運動会の歴史」吉見俊哉等『運動会と日本近代』青弓社、1999年、を参照。
- また、清末に開催された学校成績展覧会のうち大規模なものとして、江蘇省教育会が開催した江蘇各学校成績展覧会・江蘇全省学堂成績展覧会（ともに1909年）のほか、天津学界觀摩会（1910年）がある。教育部編『第一次中国教育年鑑』戊編第4、開明書店、1934年、1868-1869頁。
- (37) 「湖南学校第三次聯合運動会総則」『湖南教育雑誌』第3年第2期、専件、1914年2月28日。なお、第1回は湖南学務処総辦張鶴齡、第2回は湖南教育總會の主催である。
- (38) 「湘省学校第三次聯合運動会紀略」『湖南教育雑誌』第3年第4期、紀錄、1914年4月30日。
- (39) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第7卷（社会教育1）、国立教育研究所、1974年、681-686頁。
- (40) 「湖南学校第三次聯合運動会総則」『湖南教育雑誌』第3年第2期、専件、1914年2月28日。
- (41) 「湖南省教育会呈報民政長籌辦全省学校成績展覧会文（附簡章）」『湖南教育雑誌』第3年第4期、専件、1914年4月30日。
- (42) このたびの学校連合運動会の運営においては、省城各学校の校長らによる会議によって民政長湯薊銘が会長に、教育司長易克泉を副会長に推挙され、符定一が準備委員長に就任して実際の運営を担当している。「湘省学校第三次聯合運動会紀略」『湖南教育雑誌』第3年第4期、紀錄、1914年4月30日。
- (43) 蔣維喬「湘省教育視察記」『教育雑誌』第8巻第1期、特別記事、1916年1月15日。
- (44) 「学校管理規程」前掲多賀『近代中国教育史資料』民国編上、404頁。
- (45) 以下、「湖南行政公署通飭整頓学風令」『湖南教育雑誌』第3年第5期、法令文牘、1914

- 年5月31日。
- (46) 「学部奏増訂学堂管理通則摺」多賀秋五郎『近代中国教育史資料』清末編、日本学術振興会、1976年、665-668頁。
- (47) 1912年の臨時教育会議では、学校における孔子崇拝を禁止する案も討議されたが、教育現場の混乱を招くなどの理由で同案は棄却された。前掲多賀『近代中国教育史資料』民国編上、51-54頁。
- (48) 民国初期の学校教育において、学生の成績は「学業成績」(平時の成績と各種試験の成績)と「操行成績」(学生の日頃の態度を教職員が点数化したもの)の2種類をあわせて評価することとなっていた。操行成績は毎学期審査され、甲(80点以上)・乙(70点以上)・丙(60点以上)・丁(60点未満)の4等級に分けられる。丙等以上が合格であり、丁等になると進級および卒業が認められない。以上、「学生学業成績考査規程」「学生操行成績考査規程」前掲多賀『近代中国教育史資料』民国編上、409-410頁。
- (49) 舒新城(1893-1960)、湖南省澧浦県の人。ドルトン・プランを最初に中国に紹介した教育者として、また教育史家として著名である。彼の高等師範入学までの略歴は以下のとおりである。5歳より14歳まで私塾に通い、1907年、酃梁書院に入る。1908年、県立高等小学校に入学。1911年4月、体育の授業中、兵式体操での鉄砲の扱いをめぐって学校側と対立し、除籍処分を受ける。辛亥革命後、常德県の師範学校附属単級教員養成所に入る。卒業後は一時教員を務めるも、留学を希望する彼は長沙の遊学預備科、武昌の文華大学中学部夏季補習科で英語を学習する。そして1913年、叔父の中学卒業証書を借用して湖南高等師範学校を受験し、合格する。以上、阿部洋『中国近代学校史研究——清末における近代学校制度の成立過程』福村出版、1993年、282-329頁を参照。
- (50) 舒新城『我和教育——三十五年教育生活史(1893-1928)——』中華書局、1945年、102頁。
- (51) 「湖南高等師範学校校長符定一到校演説詞」『湖南教育雑誌』第2年第18期、雑纂、1913年12月31日。
- (52) 「良心的教育責任」とは「形式的教育責任」に対するものである。彼によると、形式的とは、規則を固守し、うわべをかざり、官や社会を気にすることである。
- (53) 教育家としてのウィルソンの事跡は、管見の限りでは大正末期の日本でも引き合いに出されている。瀧浦文彌『寄宿舎と青年の教育』単純生活社、1926年、204-215頁では、「二大教育家の学校改革」としてウィルソンを挙げる。そして、1902年にプリンストン大学総長に就任したウィルソンは、学生が自らすすんで勉強せず貴族主義がはびこっていたという同大学を改革するため、①試験の不合格者を落第させること、②分科制度、③教職員と学生との間の訓導制度や懇親会、④寄宿舎の設置、を実施したとする。
- (54) 前掲舒新城『我和教育』101頁。
- (55) 前掲舒新城『我和教育』51頁。また同じ箇所、舒は県立高等小学校の生活について、「教室・食堂・自習室・寝室・応接室から洗面室・便所にいたるまで、どんな場所にも教条目の規則が貼られており、一挙一動がみな規則にはばかっていた。まるで規則が無ければ生活していけないかのようであった」と、そして、「このほかにも多くの不慣れな事があったが、当時は新鮮に感じたものの、時間がやや過ぎると自然となっていた」と回想している。また同97頁でも、学校における教師と学生の商業行為——学生は教師に金を払い、教師は知識を売る——に対する不満を表している。
- (56) 以下、断りがない限り、「湘省高等師範預科之整理」『湖南教育雑誌』第3年第4期、記録、

1914年4月30日、による。

- (57) 以下、前掲舒新城『我和教育』101-102頁。
- (58) 前掲舒新城『我和教育』94-95頁。
- (59) 「湖南都督兼民政長飭高等師範校長預科生吳傑等准其退学並追繳學費令」『湖南教育雜誌』第3年第4期、法令文牘、1914年4月30日。
- (60) 「湖南高等師範学校校友会章程」「湖南高等師範学校教育研究会簡章」「湖南高等師範学校名人講演會簡章」『湖南教育雜誌』第3年第9期、要件、1914年9月30日。
- (61) これらの諸会の実態については今後の研究が必要であるが、各会の規約をみる限り、いずれの会も会長は校長が、主要な職員は教職員がそれぞれ務めることと規定されており、学生の完全な自治を許すものではなかったことがわかる。
- (62) 「第一師範学校校長張幹受任宣言」『湖南教育雜誌』第3年第3期、雜纂、1914年3月31日。宣言では、同校の改良すべき点は9点あるという。①「操行考査規程」（学生の品行を審査する規程）の修正および実行、②訓話室の設置、③教育研究会の設置、④練習の重視、⑤試験の成績のみならず平時の成績もあわせて重視、⑥実地觀察（修学旅行・学校園など）の重視、⑦留級を実施するためのクラス整理、⑧教科書は外国語の授業以外はみな本国の編訳本を採用する、⑨寄宿舎に班長を設けない。
- また、拡張すべき点として、①義務教育実行の準備のため、クラス数を拡張する、②德育・軍国民教育を重視し、講堂および室内体操場を設置する、③実利主義教育を重視し、手工実習場・理化試験場を設置する、④学校園を設置する、⑤小学部を拡張する、の5点をあげる。
- (63) 楊昌濟（1872-1920）、字は懷中、湖南省長沙の人。若いころ岳麓書院に学び、宋明理学を好む。戊戌変法時期、譚嗣同と交流がある。1902年、日本に留学し、宏文学院・東京高等師範学校に学ぶ。1908年、イギリスに留学し、アバディーン大学で教育哲学を学ぶ。1911年より12年までベルリンで約10カ月の教育視察を行う。辛亥革命後、帰国して湖南第四師範・第一師範・高等師範で修身・倫理学・教育学を担当する。楊昌濟は社会に対する内面の自立と道德実践による社会の改良を掲げ、人心を正すために宋学に注目していた。以上、近藤邦康「楊昌濟と毛沢東——初期毛沢東の「土哲学」」『社会科学硏究』第33巻第4号、1981年、同「長沙時代の毛沢東——哲学・運動・主義」『社会科学硏究』第37巻第5号、1985年を参照。
- 舒新城は楊昌濟の倫理学と道德について、「彼の道德觀は、中国の性理学と英国の功利学派の倫理觀を融合してこれを貫通しており、ゆえに極めて実践を重んじた」とし、「彼が我々に倫理学と倫理学史を教えた期間は一年にすぎなかったが、彼が私に与えた影響は大きかった」と述べる。前掲舒新城『我和教育』106-108頁。
- (64) 「湘省工校学生暴動之懲処」『湖南教育雜誌』第3年第4期、紀錄、1914年4月30日、および「湘省工業学校学生風潮詳紀」『時報』1914年4月29日。
- (65) 「鎗斃施文堯」『大公報』（長沙）1916年7月9日。
- (66) 「江蘇省立学校校長會議紀事」『教育雜誌』第5巻第10期、記事、1914年1月10日。